

2-103 その他若手研究者支援制度の整備状況

支援制度名(助成金名)	制度概要	助成金額	所管
大学院学生研究補助金	大学院学生の創造的研究活動を支援するため、本学大学院学生の学術研究に対し、その経費を補助する。 各研究科・専攻が選出した大学院学生代表にて管理され、研究計画書にもとづき、各専攻ごとに配分される。	研究計画書・予算書に基づき、各専攻ごとに配分	大学院事務部大学院課 小金井事務部大学院課 多摩事務部大学院課人間社会研究科担当 多摩事務部大学院課スポーツ健康学研究科担当 デザイン工学研究科担当
大学院学生研究奨励金	大学院学生で優秀な学術研究論文を発表したものに、奨励金を給付する。 大学院に在学中に執筆し、かつ、在学中の研究成果として刊行された論文を対象とする。	1名につき3万円を上限に実費支給	大学院事務部大学院課 小金井事務部大学院課 多摩事務部大学院課人間社会研究科担当 多摩事務部大学院課スポーツ健康学研究科担当 デザイン工学研究科担当
大学院学生学会発表奨励金	大学院学生の学会における活動を奨励し、学術研究の促進をはかるため奨励金を給付する。対象の学会は日本学術会議に登録された全国規模の学会またはこれに準ずるものとする(ただし開催地が、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の場合を除く)。	1名につき上限3万円 毎年度1回まで	大学院事務部大学院課 小金井事務部大学院課 多摩事務部大学院課人間社会研究科担当 多摩事務部大学院課スポーツ健康学研究科担当 デザイン工学研究科担当
大学院学生海外留学補助	大学院学生の海外留学による学術研究を奨励し、資質の向上をはかることを目的とする。 定められた申請期間に海外留学を申請し、留学を許可された者のうち、審査のうえ若干名に補助金を交付する。	金額及び員数は大学院研究科長会議の議を経て総長が決定	大学院事務部大学院課
大学院博士後期課程研究助成金	助成金(A)及び(B)がある。いずれも博士後期課程に在籍する学生の学術活動を奨励し、高度な研究能力と豊かな学識を有する若手研究者を育成する目的で設置。(A)に関しては、全研究科を対象にし、一定の条件を満たした学生全員に給付する。(B)は、全研究科に在籍する院生を対象とし、一定の条件を満たした在籍者数の3割程度の院生に支給する。	(A)及び(B)とも、文系年額20万円、理工系年額30万円	大学院事務部大学院課
若手研究者研究論文募集(国際日本学研究所)	「国際日本学」に関わる論文の募集。研究所機関誌「国際日本学」に掲載されたものについて研究奨励金を支給する。応募資格は①本研究所学術研究員及び客員学術研究員、②大学院博士後期課程在籍者および修了後5年以内の者、③その他編集委員会が適当と認めた者。(この資格で応募する者は事前審査が必要となる)	掲載者に3万円	国際日本学研究所
法政大学国際交流基金による外国人招聘研究員(HIF招聘研究員)招聘制度	大学院博士課程在籍者、あるいはその学位を有する若手外国人研究者(研究開始年度の4月1日現在39歳以下・日本国籍以外の者)に、本学において、本学教員・研究者の指導・協力のもとに学位取得を目的としない研究を行う機会を提供する。	【奨学金】 月額30万円の支給 【渡航費】 往復エコノミー運賃30万円を限度とする実費支給	グローバル教育センター事務部 国際支援課
大学院生チューター制度	大学院生の研究力向上のため、修士課程・博士後期課程在籍者又は修了生が、主に外国人留学生(研修生、研究生を含む)に対し、大学院の生活上、学習研究上のアドバイスを行う。	【指導を受けられる回数】 年間10回程度	大学院事務部大学院課
海外における研究活動補助制度	研究上必要とされる海外での学会発表を行う院生に対し、その渡航に必要とされる経費を補助する。	学会発表者上限10万円 毎年度1回まで	大学院事務部大学院課
諸外国語による論文等校閲補助制度	海外での学会発表や雑誌投稿論文、学位論文に関し、自ら執筆した諸外国語による論文を専門家・業者に校閲を依頼できる制度。	1回10万円が上限 毎年度2回まで	大学院事務部大学院課
博士論文出版助成金制度	本学で博士学位(課程・論文)を取得した、博士学位取得後5年以内の者に対し、当該博士学位論文の出版助成を行う。	100万円を上限に実費支給	大学院事務部大学院課
外国語論文掲載料等補助制度	博士後期課程の学生を対象に、外国語による論文が外国発行の学術誌に掲載された場合に、その掲載に係る経費の一部を補助する。	1名につき10万円を上限に実費支給 毎年度1回まで	大学院事務部大学院課